

PTAの任意加入及び学校関与の分離について（通知）

令和〇年〇月〇日

市立学校長 様

〇〇市教育委員会 〇〇課長

PTAの任意加入及び学校関与の分離について（通知）

平素より、本市の教育行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

PTAは、保護者と教職員が任意の意思に基づき参加する団体であり、学校の補助機関ではありません。PTA活動が学校教育と密接な関係を有する場合であっても、入会、会費徴収、役員選出、会員名簿管理、会計処理、免除審査等は、PTA自身が行うべき本来事務です。

一方で、学校施設、学校名簿、学校連絡ツール、学校徴収金、教職員の勤務時間、入学式や学校説明会の場がPTA運営に用いられている場合、その部分はPTA内部の自治問題にとどまらず、学校運営上の確認対象となります。

近年、PTA加入の意思確認が不十分なまま保護者が会員扱われる事例、入会申込記録が確認できないにもかかわらず役員選出や会費徴収が行われる事例、学校徴収金とPTA会費が一体処理される事例、学校連絡ツールや学校名簿がPTA事務に利用される事例、入学式や学校説明会においてPTA手続が学校手続と混在する事例等が問題となっています。

つきましては、各校において、下記事項に留意し、PTAと学校の関係为学校運営上の観点から点検し、必要な分離措置を講じてください。

なお、末尾の「根拠資料ID」は、作業用台帳`sources/primary-sources.csv`に対応するものです。実際に自治体通知として発出する際は、必要に応じて削除し、別紙の根拠資料一覧に整理してください。

記

1 基本方針

PTAは学校とは別主体の任意団体であり、学校がPTAの入会、会費、名簿、役員選出、会計、免除審査等の本来事務を当然に担うものではありません。

教育委員会及び学校は、PTA内部の意思決定を支配するものではありません。しかし、学校が管理する施設、情報、徴収、勤務時間、連絡手段、学校行事の場がPTA運営に用いられている部分については、学校運営上の問題として確認し、必要な分離を行う必要があります。

各校においては、PTAと協議する場合であっても、学校が任意団体の本来事務を肩代わりしないこと、保護者に学校手続とPTA手続の混同を生じさせないこと、非加入者又は児童生徒に不利益を生じさせないことを基本方針としてください。

根拠資料ID: L004、L005、L010、L015

2 学校施設利用の確認

PTAが学校施設を利用する場合であっても、学校施設の目的外使用として、学校教育上の支障がないことを確認する必要があります。

学校教育法第137条は、学校教育上支障のない限り、学校施設を社会教育その他公共のために利用させることができる旨を定めています。また、地方自治法第238条の4第7項は、行政財産について、その用途又は目的を妨げない限度で使用を許可することができる旨を定めています。

したがって、PTAの学校施設利用は当然利用ではなく、任意加入、個人情報、会費徴収、役員選出、保護者への心理的圧迫、学校手続との混同の有無を含めて確認すべき目的外使用です。

各校においては、PTAが学校施設内で加入手続、役員選出、くじ引き、免除申請、会費徴収を行う場合、少なくとも次の点を確認してください。

- PTAが任意加入団体であることを明示しているか。
- 全会員分の入会申込記録が存在するか。
- 非加入者又は児童生徒に不利益が生じないか。
- 学校名簿、学校連絡ツール、学校徴収金をPTA内部事務に利用していないか。
- 学校施設内で行われる手続が、学校手続と誤認されないよう分離されているか。

確認できない場合には、改善が確認されるまで、学校施設の利用、学校連絡ツールの使用、学校配布物との混在等について、制限又は見直しを行ってください。

根拠資料ID: L003、L018、M001、L008、P001

3 入会申込記録及び契約意思の確認

PTA会員として取り扱うためには、保護者本人の入会意思を確認できる記録が必要です。

入会申込記録が確認できない保護者を、当然にPTA会員として取り扱わないでください。入会申込記録がない場合、会費請求、役員選出、会員名簿作成、総会議決権の付与等の基礎が確認できません。

学校長とPTA会長の間で委任、覚書、協定等がある場合であっても、それによって保護者本人の入会意思が成立するわけではありません。保護者本人の申込みとPTAによる承諾が確認できる手続を整備してください。

役員希望調査、委員選出、くじ引き、免除申請等は、加入確認後の会員に対して行われるべきものです。入会意思確認前の保護者に対して、加入済みを前提とする文書を配布又は回収しないでください。

根拠資料ID: L001、L002、L010、L011、L012、L013、C001

4 PTA会費と学校徴収金の分離

PTA会費は、任意団体であるPTAの会費であり、学校が当然に徴収できる学校徴収金ではありません。

学校徴収金とPTA会費を同じ通知、同じ口座、同じ引落して処理する運用は、保護者に、PTA会費が学校へ支払うべき費用であるとの誤認を生じさせるおそれがあります。

各校においては、PTA会費の徴収方法について、PTA自身が加入記録に基づき、PTA名義で請求・管理する方法へ移行するよう、PTAと協議してください。

学校職員がPTA会費の徴収、督促、会計処理、名簿管理等を担っている場合には、当該事務が学校の職務としてどのように整理されているのか、任意団体であるPTAの本来事務を学校が無償で肩代わりしていないか、事務負担分の未請求や利益供与的問題が生じていないかを確認してください。

根拠資料ID: L001、L010、L015、L017、M002

5 学校名簿及び学校保有個人情報の取扱い

学校が保有する児童・保護者情報は、学校教育上の目的のために取得・保有されるものです。

当該情報をPTAの入会管理、会費徴収、役員選出、会員名簿作成、免除審査等に利用する場合には、個人情報保護法上の目的外利用又は第三者提供の問題が生じ得ます。

学校名簿をPTAの内部事務に提供又は利用する場合には、法令、利用目的、提供範囲、本人同意、管理責任、不同意者情報の削除又はマスキング方法を確認してください。確認できない場合には、提供又は利用を行わないでください。

同意を取得する場合であっても、入会同意、名簿提供同意、会費徴収同意を一体化せず、それぞれ別個の意思表示として分けて説明してください。学校の場合、入学手続、担任、学校連絡ツール、学校徴収金と一体で同意を求める場合、その同意が自由な意思に基づくものか慎重に確認してください。

根拠資料ID: L006、L007、L008、L009、P001

6 学校連絡ツール、児童経由配布及び入学式等の分離

学校連絡ツール、児童経由配布、担任による回収、入学式、学校説明会は、保護者にとって学校からの正式な手続と受け止められやすいものです。

PTA加入申込、会費徴収、役員希望調査、免除申請、督促等のPTA内部事務については、学校連絡ツール又は児童経由で行わないよう整理してください。

PTAからの連絡が必要な場合には、PTA名義で、学校手続と明確に区別して行ってください。学校連絡ツールをPTA内部事務に用いる場合、学校が保有する連絡先情報をPTA目的で利用していないか、また保護者が学校手続と誤認していないかを確認してください。

入学式及び学校説明会においてPTA説明を行う場合であっても、学校手続とPTA手続が一体であるかのような誤認を生じさせないよう、時間、資料、説明者、申込方法を明確に分けてください。特に、入学式直後にPTA役員選出、くじ引き、免除申請を行う運用は、任意加入性を損なうおそれがあるため、見直してください。

根拠資料ID: L003、L008、L010、L011、L012、M001、P001

7 非会員の把握及び応援金等の依頼への学校関与の禁止

PTAが非会員又は未加入者を網羅的に特定するには、学校が保有する児童・保護者情報との照合が必要になります。学校名簿、学校連絡ツールその他の学校保有情報を、非会員又は未加入者の特定に利用させないでください。

依頼の名称が会費ではなく、応援金、支援金、協力金、協賛金、実費負担、記念品代等であっても、非会員を対象として依頼する以上、非会員の特定が前提となります。当該依頼文の配布、送信、回収、督促に、学校連絡ツール、児童経由配布、担任による回収、教職員の事務を用いないでください。

保護者がPTAに加入していないことを理由として、児童生徒の記念品、配布物、登校班、行事参加、学校内での取扱いに差を設けないでください。また、その区別のために、保護者の加入状況を学校内の児童生徒情報と結び付けしないでください。

根拠資料ID: L006、L008、L017、P001

8 免除申請等における要配慮情報の取扱い

PTAの役員免除申請等において、障害、疾病、ひとり親、介護、就労状況等の事情に関する資料又は説明を求める運用がある場合、当該資料の配布、回収、保管に学校又は担任を関与させないでください。

これらの情報は、保護者にとって特に慎重な取扱いを要する私的事情です。学校又は担任が回収すれば、保護者は学校に対して私的事情の開示を事実上強いられることになり、児童経由で回収すれば、児童生徒が保護者の事情に巻き込まれます。

免除審査を行うかどうかを含め、当該手続はPTA自身の責任で、加入を確認した会員に対してのみ行われるべきものです。

根拠資料ID: L008、L010、L012、P001

9 教職員のPTA事務従事の見直し

PTAの入会管理、会費徴収、会計処理、役員選出、免除審査、内部文書作成等は、PTA自身が担うべき本来事務です。

教職員が勤務時間中にこれらの事務を行うことは、職務専念義務及び学校働き方改革の観点から問題となり得ます。

学校が関与する場合であっても、原則として連絡調整の範囲にとどめてください。連絡調整と、任意団体の入会、会費、名簿、役員、会計のオペレーションに入り込むことは別です。

各校は、教職員が行っているPTA関連事務について、連絡調整にとどまるものか、PTAの本来事務を処理しているものかを区別して確認してください。

職務専念義務免除、兼職兼業許可、服務上の整理等を用いている場合には、根拠、対象事務、時間、承認方法、記録の有無を確認してください。これらの整理がある場合でも、PTA本来事務が無制限に学校職務化されるわけではありません。

根拠資料ID: L014、L015、L016、M002

10 学校管理職のPTA役員兼任の見直し

学校長、副校長、教頭等の学校管理職が、PTAの副会長、顧問、会計、監査等にあて職的に就任している場合、学校施設利用の管理、PTAの独立性、利益相反、公私分離の観点から問題が生じ得ます。

学校施設の利用を許可・管理する立場の者が、利用する側であるPTAの役員を兼ねる場合、施設利用の適正性を中立的に確認しにくくなります。

学校が保有する個人情報の管理責任を負う者が、提供先となるPTAの役員を兼ねる場合、学校側とPTA側の責任分界が曖昧になります。

各校においては、学校管理職のPTA役員兼任の実態を確認し、必要な見直しを行ってください。

根拠資料ID: L003、L004、L005、L014、L015、L016、L018、M001、P001

11 実態確認及び報告

各校においては、PTAとの関係について、次の事項を確認してください。

1. 全会員分の入会申込記録の有無
2. 入会前の役員希望調査、委員希望調査、免除申請、くじ引きの有無
3. PTA会費の徴収方法及び学校徴収金との混在の有無
4. 学校名簿又は学校連絡ツールのPTA利用の有無
5. 個人情報提供に関する利用目的、本人同意、不同意者情報の処理方法
6. 入学式・学校説明会におけるPTA手続の実施状況
7. 教職員のPTA事務従事の有無及び根拠
8. 学校管理職のPTA役員兼任の有無
9. 学校施設利用許可の確認方法及び許可条件
0. 非加入者又は児童生徒への不利益防止措置
1. 応援金・支援金・協力金・協賛金等の依頼への学校関与の有無
2. 免除申請等における要配慮情報の回収経路及び保管状況
3. 退会方法の明示並びに退会後の会費引落停止及び名簿削除の状況

確認結果は、令和〇年〇月〇日までに、別途指定する様式により報告してください。是正を要する事項が確認された場合には、実施事項、担当及び期限を明記した改善計画を併せて提出してください。

なお、移行に期間を要する事項がある場合であっても、入会申込記録が確認できない保護者への新たな会費請求、役員選出及び免除審査への組み込みについては、移行の完了を待たず、直ちに見直してください。

根拠資料ID: L001、L003、L005、L008、L015、L018、M001、M002、P001

12 改善が確認できない場合の学校関与の見直し

各校の確認の結果、入会申込記録が確認できない、学校名簿に依存している、学校徴収金と一体でPTA会費を扱っている、教職員がPTA本来事務を処理している、学校管理職がPTA役員を兼ねている等の事情が確認された場合には、改善が確認されるまで、学校関与の範囲を見直してください。

見直し対象には、学校施設利用、学校連絡ツール利用、児童経由配布、担任による回収、学校徴収金との一体処理、教職員のPTA本来事務従事が含まれます。

これはPTAへの制裁ではなく、学校が任意団体の本来事務を支えている部分を、学校運営上の問題として分離するための措置です。

根拠資料ID: L003、L008、L015、L018、M001、P001

参考資料ID一覧

この通知ひな形で使用した主な根拠資料IDは次のとおりです。

- L001 民法第522条
- L002 民法第113条
- L003 学校教育法第137条
- L004 社会教育法第10条
- L005 社会教育法第12条
- L006 個人情報保護法第61条
- L007 個人情報保護法第62条
- L008 個人情報保護法第69条
- L009 個人情報保護法第70条
- L010 消費者契約法第1条
- L011 消費者契約法第3条
- L012 消費者契約法第4条
- L013 消費者契約法第10条
- L014 地方公務員法第34条
- L015 地方公務員法第35条
- L016 地方公務員法第38条
- L017 地方財政法第4条の5
- L018 地方自治法第238条の4第7項
- M001 公立学校施設の目的外使用に係る留意事項の周知について（通知）
- M002 学校・教師が担う業務に係る3分類 更なる役割分担・適正化の推進に向けた取組について
- P001 公立学校とPTAの間で個人情報のやり取りをするためのポイント

- C001 消費者契約法逐条解説 第2条 (定義)

以上